

安曇野市告示第 539 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、安曇野市及び安曇野市上下水道事業が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の契約に係る入札に参加する者に必要な資格を定めたため、同施行令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

令和 5 年 11 月 30 日

安曇野市長 太田 寛

令和6年度安曇野市建設工事等入札参加資格審査申請の中間受付について

令和5年11月30日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度に安曇野市及び安曇野上下水道事業が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の契約に係る入札に参加を希望する事業者であって、現在安曇野市入札参加資格を有していない事業者は、該当する部門それぞれについて下記のとおり参加資格審査申請書を提出してください。

なお、新たな業種や営業所等の追加、再審査(経営事項審査の総合評定値が変更となり、既に付与し格付けされた資格業種も含め、全て新たな客観点により見直しをするもの)を希望する場合も同様に参加資格審査申請書を提出してください。

記

1. 申請部門及び資格有効期間

①建設工事部門

建設業法(昭和24年法律第100号)の定める業種について資格を付与します。
有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとなります。

②建設コンサルタント部門

測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの業務について資格を付与します。
有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとなります。

2. 受付期間・申請方法

A4版無地のクリアファイルへ必要書類を入れて郵送してください。

① 受付期間 令和6年1月10日(水)から令和6年2月9日(金)まで

② 申請方法 郵送とする(令和6年2月9日必着)

※受付期間を過ぎて届いた書類については返送いたします。

③ 宛先 〒399-8281(住所記載不要)安曇野市 総務部 契約検査課 契約係 宛
電話 0263-71-2002(直通) ファックス 0263-71-5155

3. 入札参加資格審査の申請者要件

入札参加資格を希望する業種・業務について、次に掲げる全てを満たしていることが要件となります。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 「市税」(安曇野市に納税義務のある場合に限る。)及び「消費税及び地方消費税」について、未納がないこと。

③ 安曇野市暴力団排除条例(平成24年安曇野市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

4. 参加資格申請部門ごとの申請者要件

「3. 入札参加資格審査の申請者要件」に加え、希望する部門について、次に掲げる全ての要件を満たしていることが必要となります。

【建設工事】

① 申請時において建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

② 申請時において建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査が有効期限内であ

ること。

- ③ 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度において、完成工事高があること。
*委任をする営業所等は、建設業許可を受けている営業所等で許可を受けている業種に限ります。

【建設コンサルタント】

- ① 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が申請時の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、申請時の直前1年間の営業年度において業務実績があること。
- ③ 申請時において、測量又は建築コンサルタントを希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

5. 申請様式及び留意事項

- ① 申請する各部門の添付書類を確認いただき、安曇野市ホームページより該当する様式をダウンロードして作成してください。
- ② 申請書へ手書きする場合は、黒又は青色のボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペン等で記入された申請書は受け付けません。
- ③ 申請書の訂正には修正液、修正テープ、砂消し等は使用せず、訂正箇所へ赤で二重線を引き、その上部に訂正後の内容を記載してください。
- ④ 各種証明書・謄本は**令和5年11月1日以降**に発行されたものを有効とします。
- ⑤ 申請の無い部門への入札には参加できませんので、多業種にわたる入札参加を希望される場合は必ず対象部門ごと申請してください。（例：工事部門及び物品部門等）
- ⑥ 「滞納がない証明」及び「営業証明書」の取得にあたっては、市税証明等交付申請書（別紙記入例参照）により、「滞納がない証明」は安曇野市総務部収納課（本庁舎1階20番窓口）へ、「営業証明書」は安曇野市総務部税務課（本庁舎1階18番窓口）へ申請してください。なお、複数部門申請する場合は上記2つの原本を1部門へ添付し、他部門へは原本がどの部門の申請書に添付してあるか記入した上で、写しを添付してください。
- ⑦ 有効期限内であっても、申請書類に虚偽の記載が確認された場合や参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の取消しを行います。
- ⑧ 様式等については両面印刷等により、書類枚数の減少にご協力願います。
- ⑨ 受付票が必要なときは、必ず返信用封筒（料金は申請者負担）を同封してください。
- ⑩ 資格が付与された場合、市から登録済通知は行わず、安曇野市ホームページに登録名簿を掲載します。

6. 建設工事部門における等級格付け

安曇野市内に本社（本店）を有する建設工事業者を対象に等級格付けを行います（水道施設工事を除く）。等級格付けにあたっては、経営事項審査の総合評定値に安曇野市新客観点数を加えた資格総合点数により決定します。

等級格付けの対象とする業種は、該当する業種の建設業の許可を有していることに加え、過去2年間の施工実績を有するものに限りします。

7. 新客観点数の加点内容

新客観点数の加点上限は、対象とする業種の経営事項審査の総合評定値の25%とし、以下の項目について加点します。

項目	説明
工事成績	令和3・4・5年度にしゅん工した工事の工事成績の平均点に応じ加(減)点する。(企業会計発注分を含むすべての業種が対象) 加(減)点 = (3年間平均点 - 65点) × 3.5
表彰	令和2・3・4・5年度における安曇野市の優良工事表彰1回につき10点を加点する。(上限30点)(企業会計発注分を含むすべての業種が対象)
民間資格※	令和5年10月1日において資格申請業種に、経営事項審査に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。)加点する。(上限30点)
入札参加停止	令和4・5年度において安曇野市から入札参加資格停止の措置を受けた場合、入札参加停止月数×10点を減点する。(上限60点)
新技術登録※	令和5年10月1日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点する。県事業登録は1事業につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(上限10点)
環境配慮	令和6年1月1日時点でエコアクション21又はISO14001の認証登録を受けているときに10点加点する。※経営事項審査でISO14001が「有」となっているも加点する。
労働環境※	①令和2年10月1日から令和5年10月1日の間における新規学卒者の社員採用：5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に10点加点。) ②令和5年10月1日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用：5点 ③令和5年10月1日における労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS(NEW COHSMS, Compact COHSMS))の認証取得：15点 ④令和5年10月1日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する休業等制度を就業規則に規定している：10点 ⑤令和2年10月1日から令和5年10月1日の間に育児又は介護休業等を20日以上取得した実績：5点(取得者に男性を含む場合、更に5点加点。) ⑥令和5年10月1日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業：3点(登録企業であって令和5年10月1日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に7点加点。) ⑦令和5年10月1日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業：4週5休(又は年間休日82~93日)：3点、4週6休(又は年間休日94~119日)：5点、4週8休(又は年間休日120日以上)：10点 ⑧令和4年度における労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業：5点 ⑨令和5年10月1日において建設キャリアアップ(CCUS)を導入している場合：事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、更に次の通り加点：10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点 ⑩令和5年10月1日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合：技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以

	上80%未満で6点、80%以上で10点
SDGs※	県の申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録：10点
合併等※	令和元年10月1日から令和5年10月1日の間において、長野県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合：50点（営業譲渡は除く。）
地域貢献	①令和6年1月1日時点で安曇野市消防団協力事業所登録されている者：10点 ②令和3・4・5年度における安曇野市と除雪等の契約を締結した者： 除雪の場合は10点/年、オペレーター又は融雪剤散布の場合は5点/年 （上限30点）
労働福祉※	①令和5年6月1日における障がい者の法定雇用率達成者：10点 ②令和5年10月1日において雇用義務のない者が障がい者を雇用：10点

項目欄に「※」がついているものについては長野県の新客観点数の加点項目と同一です。

8. 水道施設工事に係る等級格付け及び新客観点数の加点項目

水道施設工事の等級格付け及び新客観点数の加点項目については、別に公示する。

（担当部局：上下水道部 経営管理課 庶務担当 電話：0263-71-2271）

9. 建設工事部門における社会保険加入について

国の要請に基づき、建設労働者の労働環境の改善や、法定福利費を適切に負担する者を契約の相手方とするなど、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て）に加入していない者（加入義務がない者は除く。）には、入札参加資格の付与はいたしません。

社会保険加入義務のある者とは、①健康保険、厚生年金保険については、法人の事業所及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所、②雇用保険については、労働者を1人以上でも雇用する事業所が該当します。

建設工事部門では、経営規模等評価結果通知書・総合評定地通知書（以下「経審」という。）の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄が「有」（「除外」を含む。）の場合は経審の写しの提出のみで可としますが、それ以外の場合は次の1～4で該当する書類の提出をしてください。

【加入義務がある事業所】

1. 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある場合

⇒ 次の①～③のうちいずれかの書類の写し（申請日の属する年度と同年度のもの）

- ①健康保険・厚生年金保険の領収証書
- ②社会保険料納入証明書
- ③健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

2. 雇用保険の加入義務がある場合

⇒ 次の①～②のうちいずれかの書類の写し（申請日の属する年度と同年度のもの）

- ①雇用保険の領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ②雇用保険被保険者資格取得等通知書

【加入義務がない事業所】

3. 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合

⇒ 次の①～②のうちいずれかの書類の写し（申請日の属する年度と同年度のもの）

- ①賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれか
- ②健康保険被保険者適用除外承認証

4. 雇用保険の加入義務がない場合

⇒賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し（申請日の属する年度と同年度のもの）

「1 入札参加資格審査申請書」及び「7 技術者一覧表」は市様式を必ず使用すること。

提出書類		法人	個人	提出要領	備考
1	入札参加資格審査申請書	◎	◎	宛先:安曇野市長。郵便番号、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを必ず記入	市様式のみ
2	社内規則又は委任状	○	不要	支店長、営業所長等に安曇野市との取引上の権限を委任する場合に提出	市様式※
3	建設業許可等の証明書	◎	◎	有効期限内で、最新のものに限る。	写し可
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経審)	◎	◎	有効期限内で、最新のものに限る。 ※社会保険の加入状況(「有」「除外」を有効とし、それ以外は、18、19のいずれかを添付)	写し可
5	登記事項証明書	◎	不要	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	写し可
6	身分証明書	不要	◎	市町村の発行する証明書	写し可
7	技術者一覧表	◎	◎	申請業種ごとに技術者の状況を記入	市様式のみ
8	印鑑証明書	◎	◎	法人 法務局が発行する印鑑証明書 個人 市町村が発行する印鑑証明書	写し可
9	営業所・受任者等一覧表	○	○	安曇野市内に営業所等がある場合 安曇野市との契約等に係る受任者がある場合	市様式※
10	【納税証明書】消費税及び地方消費税(国税)	◎	◎	本店所在地を管轄する税務署が発行する未納税額がない証明書 法人 その3の3の証明書 個人 その3の2の証明書	写し可
11	【滞納がない証明】(市税)	○	○	安曇野市内に事業所を有する法人、個人は必須	原本
12	営業証明書	○	不要	安曇野市内に事業所を有する法人は必須	原本
13	工事経歴書	◎	◎	直前2ヵ年の各営業年度における業種ごとの工事経歴書	市様式※
14	決算書	◎	◎	直前決算時(申請に最も近い時期)1年分 法人 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 個人 貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等	写し可
15	ISO 認証登録証	○	○	ISO を取得している場合のみ 安曇野市内に本社を有し、新客観点数の加点を希望する場合は必須	写し可
16	エコアクション21 認証・登録証	○	○	エコアクション21 認証・登録されている場合のみ 安曇野市内に本社を有し、新客観点数の加点を希望する場合は必須	写し可
17	誓約書	◎	◎	申請者(本社)が作成してください。	市様式
18	社会保険等加入状況申出書	○	○	加入義務がある事業所の場合 ※添付書類とともに提出(書類は9.を参照)	市様式※ 添付書類は写し可
19	社会保険等の加入義務がないことの申出書	○	○	加入義務がない事業所の場合 ※添付書類とともに提出(書類は9.を参照)	市様式※ 添付書類は写し可

※ 備考欄「市様式※」については、国・長野県の様式も可とします。

※ 新客観点数の加点項目の提出書類について、長野県へ入札参加資格審査申請を行っている場合は、上記「7. 新客観点数の加点内容」表の項目「※」部分についての提出を免除します。

「1 入札参加資格審査申請書」は市様式を使用すること。

提出書類		法人	個人	提出要領	備考
1	入札参加資格審査申請書	◎	◎	宛先を安曇野市長へ。郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入	市様式のみ
2	社内規則又は委任状	○	不要	支店長、営業所長等に安曇野市との取引上の権限を委任する場合に提出	市様式※
3	登録証明書又は登録通知書	◎	◎	法令に基づいて得た許可・認可等の証明等	写し可
4	登記事項証明書	◎	不要	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	写し可
5	身分証明書	不要	◎	市町村の発行する証明書	写し可
6	印鑑証明書	◎	◎	法人 法務局が発行する印鑑証明書 個人 市町村が発行する印鑑証明書	写し可
7	経営規模等総括表	◎	◎		市様式※
8	営業所・受任者等一覧表	○	○	安曇野市内に営業所等がある場合 安曇野市との契約等に係る受任者がある場合	市様式※
9	【納税証明書】 消費税及び地方消費税(国税)	◎	◎	本店所在地を管轄する税務署が発行する未納税額がない証明書 法人 その3の3の証明書 個人 その3の2の証明書	写し可
10	【滞納がない証明】(市税)	○	○	安曇野市内に事業所を有する法人、個人は必須	原本
11	営業証明書	○	不要	安曇野市内に事業所を有する法人は必須	原本
12	業務経歴書 (測量等実績調書)	◎	◎	直前2ヵ年の各営業年度における業種ごとの業務経歴書	市様式※
13	技術者一覧表(経歴書)	◎	◎	申請業種ごとに技術者の状況を記入	市様式※
14	技術者等経歴書	○	○	技術者のみで参加資格の付与を希望する場合	市様式※
15	決算書	◎	◎	直前決算時のもの(申請に最も近い時期のもの1年分) 法人 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 個人 貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等	写し可
16	誓約書	◎	◎	申請者(本社)が作成してください。	市様式

※ 備考欄「市様式※」については、長野県のコンサルタント様式を使用している場合も可とします。

※安曇野市内に事業所を有する場合に提出する「滞納がない証明」及び「営業証明書」については、下記のとおり「市税証明等交付申請書」を記入し、安曇野市役所本庁舎1階20番窓口（総務部収納課）及び18番窓口（総務部税務課）において請求してください。

様式第6号（第10条、19条の4関係）

市税証明等交付申請書

記入例

（宛先） 安曇野市長

●窓口に来られた方（申請者）● （本人確認のため運転免許証、保険証等をご提示ください）

住所	安曇野市豊科4340番地	証明書が必要な方との関係 <input type="radio"/> で囲む
ふりがな	あづみの たろう	本人 同居の親族（住民票同一世帯） 代理人 その他（ ）
氏名	安曇野 太郎	(注) 住民票が同一世帯以外の親族や代理人である場合は、委任状が必要です。（安曇野市外にお住まいの方等、本市の住民基本台帳上、同居の親族であることが確認できない場合も委任状が必要です。） 除：住宅家屋証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査用）
連絡先電話番号	0263（72）3111	

●どなたのものが必要ですか●

住所	安曇野市 豊科4340番地	生年月日 (明. 大. 昭. 平)
ふりがな	あづみの	年 月 日
氏名 (法人名)	株式会社 安曇野	

※.法人関係証明の場合は、代表者印(登録印)の押印をお願いします。(車両登録に使用する営業証明書は、支社長印等でも可)

●何が必要ですか● （必要・該当に○等をお願いします）

市民税関係証明

1	所得・課税・扶養証明書(非課税証明書) ※税額・扶養人数等の省略をご希望の方はお申し出ください。	<ul style="list-style-type: none"> 最新のもの 年度 () 年分の所得 年度 () 年分の所得 年度 () 年分の所得 ※課税年度に対して、前年中の所得を証明したものです。	通数等 300円× 通
使用目的	<ul style="list-style-type: none"> 扶養申請 公営住宅手続 児童手当 融資等手続 保育所入所 年金、医療費手続 入国管理局手続 奨学金、授業料免除申請 その他 () 保健福祉事務所手続 生活保護 		

資産税関係証明

2	評価証明書 年度 土地 所在地 () 家屋 所在地 ()	300円× 通
3	公課証明書 (税額明細書) 年度 土地 所在地 () 家屋 所在地 ()	300円× 通
4	資産証明書 年度	300円× 通
5	固定資産課税台帳(名寄) 年度	300円× 通
6	住宅用家屋証明書(租税特別措置法)	営業証明書は、申請書「10 営業(所在)証明書」の欄(その他に○をし、入札参加資格申請のため)と記載をしてください。【本庁は18番窓口】
7	その他(記載事項証明等)	

納税関係証明

8	納税証明書 (滞納がない証明) 市県民税・固定資産税・その他()税()年度	300円× 1 通
9	軽自動車税納税証明書(継続検査用) 車両番号 松本	無料 通

法人関係証明

10	営業(所在)証明書 使用目的を記入(車両登録 ○その他 入札参加資格のため)	300円× 1 通
11	納税証明書 (滞納がない証明) ()年()月()日から()年()月()日事業年度	300円× 1 通

その他

12	その他 ()	滞納がない証明は、個人の場合「8 納税証明書」の欄へ 法人の場合「11 納税証明書」の欄へ どちらかの「滞納がない証明」に○をしてください。なお法人の欄には申請書提出日直近となる事業年度の日付を記入して下さい。【本庁は18番窓口】
合計		

以下申請者は記入しない

本人確認	① 免許証 旅券 個人/住基力 在留力 特永 身手 運歴書 ② 保険証 年金 学生証 診察 カード 納通 ③ 聴聞(申述書)	発行者	備考時間	お預かり	おつり	円	円	安曇野市	支所
------	--	-----	------	------	-----	---	---	------	----